

# 令和2年度公共建築工事積算基準類の改定 ～公共建築工事の適正な予定価格の設定に向けた取組～

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課\*  
営繕積算企画調整室

## 1. はじめに：公共建築工事の積算基準類

国が発注する営繕工事に関する積算基準については、各府省庁が官庁営繕工事を実施するための「統一基準」として位置付けられており、「公共建築工事積算基準」「公共建築工事共通費積算基準」「公共建築工事標準単価積算基準」「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積書標準書式」により構成されている。

また、国土交通省では統一基準の運用等にかかる資料として「公共建築工事積算基準等資料」及び「営繕工事積算チェックマニュアル」を作成している。これらの公共建築工事積算基準類の体系を図-1に示す。

## 2. 今回の改定

国土交通省では、昨年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）に則り、円滑な施工の確保や働き方改革等の取組を進めている。

今回、そうした取組を進めるため、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算基準」と、基準類の国土交通省での運用をまとめた「公共建築工事積算基準等資料」の2つを令和2年3月に改定した。改定の概要について紹介する。

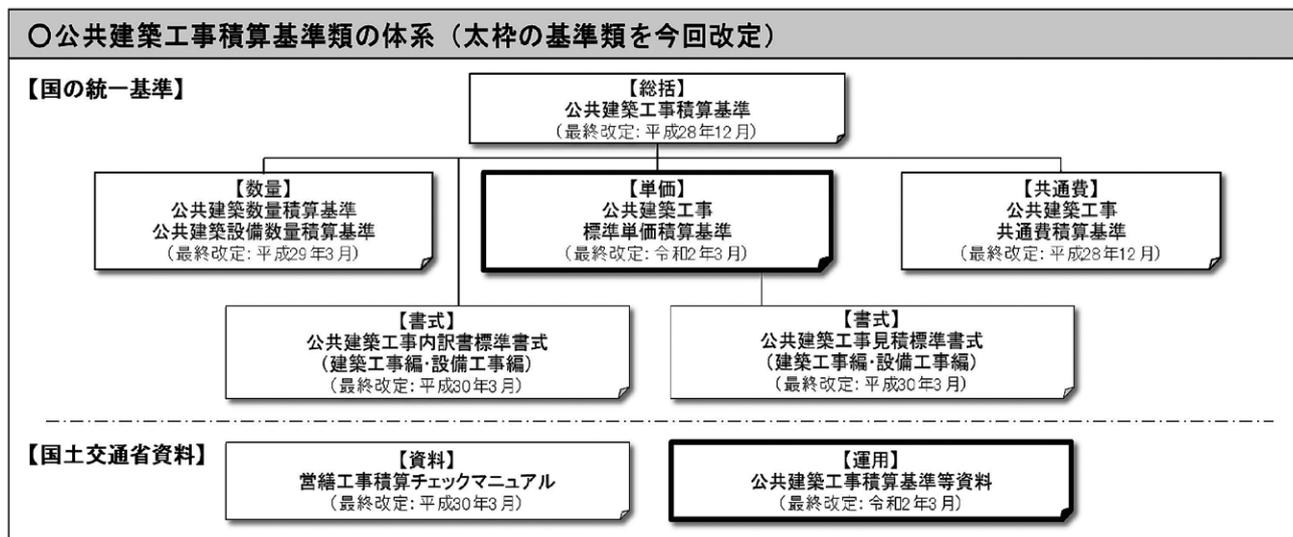


図-1 公共建築工事積算基準類

\*03-5253-8111 (代)

## 1) 公共建築工事標準単価積算基準

### (1) 基準の概要

発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、単価及び価格に関する事項を定めたもので、主に以下の内容を規定している。

- ・単価の種別（材料価格等、複合単価、市場単価、見積単価等）
- ・複合単価の算定に用いる標準歩掛りの構成（材料、労務、機械器具、その他）
- ・単価及び価格の適用に関する一般的事項
- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に関する項目ごとに適用する単価の種別（市場単価、標準歩掛り、見積単価等）及び各標準歩掛りの具体的内容

### (2) 改定のポイント

- ・複合単価、市場単価、見積価格について下請経費、法定福利費等が含まれていることを明確化（第1編 総則）
- ・他基準との整合を図るため歩掛りの見直し（第4編 機械設備工事）
- ・市場単価について、市場単価調査等を踏まえた見直し（同上）

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_toutukijyun\\_s\\_hyoujyun\\_bugakari.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm)



## 2) 公共建築工事積算基準等資料

### (1) 資料の概要

公共建築工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事標準単価積算基準等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである（国土交通省の運用をまとめたもの）。

### (2) 改定のポイント

品確法、労働安全衛生法関係法令の改正や既往の調査研究の結果等を踏まえた見直し及び表現の明確化を行った。

- ・法定外の労災補償保険への加入を入札の要件化することに伴う「上乗せ労災保険料」に対応す

るため現場管理費の補正を追加

- ・「墜落制止用器具（フルハーネス型）」を使用する場合の元請・下請企業のそれぞれ必要な費用の加算を追加（元請分：現場管理費の補正、下請分：直接工事費への積み上げ）
- ・緊急時等、やむを得ず法定休日<sup>※1</sup>に作業を行う場合の労務費の補正を追加
  - ※1 労働基準法 第35条による休日
- ・仮設計画のための標準的な「揚重機械の存置日数」及び「足場の存置日数」を見直し
- ・改修工事の場合の複合単価、市場単価等の割増し補正を行うための表を整理
- ・記載内容全般について、読みやすさを考慮して表現を整理

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryousakistan\\_unnyou.htm](https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryousakistan_unnyou.htm)



## 3. おわりに

改定した基準類については、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局営繕部等の発注する営繕工事において、令和2年4月から適用している。

また、図-1に示す基準類は今回改定したものを含めて全てを官庁営繕部のホームページに掲載している。これらは、地方公共団体のほか公共建築工事の発注者にも周知を図っており、今後も各種会議等における説明や公共建築相談窓口における個別相談対応等を通じて普及・促進に努めていく。

### 【参考HP】

- 公共建築工事積算基準類：

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)



- 公共建築相談窓口：

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)

